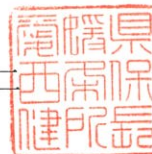


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県新居浜市新田町一丁目5番12号
氏名 株式会社モリイ・ナレッジ
代表取締役 森井 知典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年 3月 4日
令和11年 2月14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (廃バッテリー、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (廃バッテリー及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)**、ばいじん
以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) (所在地) 愛媛県西条市船屋字一本松乙6番12

(面積) ①19.20㎡ ②19.20㎡ ③15.60㎡ ④2.25㎡
⑤3.61㎡ ⑥3.61㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

- ①廃プラスチック類 ②木くず
③**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず」
④廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物)
⑤**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)
⑥**がれき類 (石綿含有産業廃棄物)**

(積替えのための保管上限)

①19.00㎡ ②19.00㎡ ③15.44㎡ ④2.37㎡
⑤3.13㎡ ⑥3.13㎡

(積み上げることのできる高さ)

①②③1.80m ⑤⑥1.00m

(裏面に続く)

(裏 面)

(2) (所在地) 愛媛県西条市船屋字一本松乙6番14

(面積) 2.97㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

廃プラスチック類 (廃バッテリーに限る。)、金属くず (廃バッテリーに限る。)

(積替えのための保管上限) 2.32㎡

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	昭和52年11月14日
○更新許可 (許可期限付に切替)	平成元年2月15日
○更新許可	平成6年2月15日
○変更許可 (木くず 以上1種類の追加)	平成7年1月20日
○更新許可	平成11年2月15日
○更新許可	平成16年2月15日
○変更許可 (廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず 以上4種類の追加)	平成16年4月27日
○変更届出 (積替え保管場所 (新居浜市) の変更及び積替え保管場所 (西条市) の追加)	平成18年6月8日
○変更届出 (石綿含有産業廃棄物の取扱いの明確化及び積替え保管場所 (西条市) の変更)	平成18年11月16日
○更新許可	平成21年3月6日
○変更届出 (積替え保管場所 (西条市) の変更)	平成23年10月25日
○変更届出 (積替え保管場所 (西条市) の変更)	平成25年9月24日
○変更届出 (積替え保管場所 (新居浜市) の廃止)	平成26年1月31日
○更新許可	平成26年2月17日
○変更届出 (積替え保管場所の変更)	平成27年11月20日
○変更届出 (積替え保管場所の変更)	平成28年7月5日
○更新許可	平成31年3月5日
○代表者変更 (旧: 森井 篤隆)	令和元年7月1日
○変更許可	令和元年11月14日
(廃プラスチック類 (廃バッテリーに限る。)、金属くず (廃バッテリーに限る。)) 以上2種類の積替え保管行為の追加	
○本店所在地変更 (旧: 愛媛県新居浜市新田町一丁目5番34号)	令和2年3月10日
○更新許可	令和6年3月4日
○商号変更 (旧: 有限会社森井商店)	令和7年3月3日

5. 松山市の区域内的の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無